

社会教育法

平成二六年六月二〇日 法律第七六号

## 第三章 社会教育関係団体

(審議会等への諮問)

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

## 第四章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(削除)

## 第十六条 削除

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第十九条 削除

足立区社会教育委員条例

昭和54年3月23日条例第24号

足立区社会教育委員条例を公布する。

足立区社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)に足立区社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

付 則

この条例は、昭和54年6月1日から施行する。

付 則 (平成26年10月27日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、足立区社会教育委員の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び副議長)

第2条 会議に議長及び副議長を置き、委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。

3 議長は、会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第3条 会議は、議長が招集する。

(定足数及び決定)

第4条 会議は、委員の半数以上の出席をもつて開催する。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録の作成)

第5条 議長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(会議録の記載事項)

第6条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 議題

(2) 議事の概要

(3) 出席した委員の氏名

(4) その他議長が必要と認めた事項

(庶務)

第7条 会議の庶務は、足立区教育委員会事務局子ども家庭部青少年課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、足立区教育委員会教育長に委任する。

付 則

この規則は、昭和54年6月1日より施行する。

付 則 (平成12年3月15日教委規則第8号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月10日教委規則第2号抄)

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月13日教委規則第4号抄)

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月31日教委規則第17号抄)

(施行期日)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年10月16日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 足立区社会教育委員会議公開規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、足立区社会教育委員会議（以下「委員会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

### (公開の対象)

第2条 公開の対象とする会議は、委員会議の全体会として開催する定例会とする。

### (委員会議の開催の周知)

第3条 委員会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、原則として会議開催日の一週間前までに周知するものとする。周知後に公表内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 周知の内容は、委員会議の日時、場所、傍聴手続その他必要な事項とする。

### (会議録の作成及び公表)

第4条 議長は、会議終了後速やかに会議録を作成し、会議録及び会議資料を区民の閲覧に供することとする。

### (会議録の記載事項)

第5条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 議題及び議事概要
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) その他議長が必要と認めた事項

### (傍聴の申請)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、事前に申請しなければならない。

### (傍聴人の入退場)

第7条 傍聴人が入退場しようとするときは、指定の出入口で係員に氏名を申し出なければならない。

### (傍聴人の定員)

第8条 傍聴人の定員は、5人とする。ただし、委員会議会場の都合等により増減を認める。

(傍聴の禁止)

第9条 次に該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯した者
- (2) 酩酊していると認められる者
- (3) その他議長が傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法で、自己の意思表明をしないこと。
- (2) 議事の進行を妨げる音又は声をたてないこと。
- (3) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第11条 傍聴人は、原則として傍聴席において写真、映画、ビデオ等を撮影してはならない。ただし、議長が必要と認めたときはその限りでない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(審議非公開の場合の退場)

第13条 議長が審議を非公開とすることを宣告したときは、傍聴人は、係員の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 傍聴人がこの規定に違反し、係員の指示に従わないときは、議長がこれを退場させることができる。

付 則

この規程は、平成15年11月7日から施行する。